

① 市内保育施設の利用定員について

認可保育所・こども園（2・3号認定部分）の利用定員案（令和2年4月より変更）

保育所名	区分	認可定員	利用定員						入所児童数 H31.4.1	入所児童 H30.4.1	入所児童 H29.4.1	
			3号認定子ども			2号認定子ども						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
船形こども園	公立	90人	6人	22人	62人			90人	58人	69人	75人	
房南こども園		70人	6人	23人	41人			70人	59人	52人	53人	
九重こども園		70人	3人	20人	47人			70人	66人	58人	71人	
純真保育園		100人	13人	27人	60人			100人	92人	99人	89人	
中央保育園		100人	21人	54人	25人			100人	76人	67人	72人	
館野保育園		60人	6人	17人	37人			60人	60人	66人	69人	
聖アンデレ保育園	私立	60人	7人	22人	31人			60人	54人	52人	57人	
子育て保育園		20人	3人	6人	11人			20人	15人	17人	17人	
館山教会附属保育園		60人	6人	17人	37人			60人	61人	63人	66人	
館山ユネスコ保育園		90人 ⇒75人	8人 ⇒6人	22人 ⇒18人	60人 ⇒51人			90人 ⇒75人	65人	72人	72人	
合計		720人 ⇒705人	79人 ⇒77人	230人 ⇒226人	411人 ⇒402人			720人 ⇒705人	606人	615人	641人	

② 各施設利用定員の考え方

(1) 認可定員と利用定員とは

認可定員 (県が認可を行う)	施設としてハード面及び職員配置などのソフト面が基準に適合している場合に認められる定員
利用定員 (市が設定を行う)	その地域の保育のニーズに見合った供給量から設定された定員

(2) 利用定員に関する基準

各施設の利用定員の基準は次のとおりです。

- ① 教育・保育施設の利用定員は 20 人以上。
- ② 認定区分（1号・2号・3号認定子ども）ごとに利用定員を設定し、さらに3号認定子どもについては、0歳と1・2歳に分けること。

※認定区分について：1号認定子ども＝保育の必要性無の3～5歳児
2号認定子ども＝保育の必要性有の3～5歳児
3号認定子ども＝保育の必要性有の0～2歳児